

日本におけるギャンブルと IR に関する研究

～ギャンブル依存症を中心に～

1210412 大地 悠稀

高知工科大学経済マネジメント学群

1. 概要

本研究は、現在の日本のギャンブルの実態やギャンブル依存症者の現状を明らかにし、ギャンブル依存症問題を中心に、IR 法案が導入された後の日本がどう変化するかを考察した。次に、IR 法案が導入された後の日本の変化について予測するために、IR 先進国であるアメリカ（ネバダ州）、マカオ、シンガポールの 3 カ国の IR 導入後のギャンブル現象の変化を事例として研究を行った。研究により、日本に IR が必要であるかを考察した。

2. 背景

2.1 日本のギャンブルの現状

現在、日本には多くのギャンブルが、娯楽として提供されている。特に日本は、他国には無いパチンコ、スロットがある事もあり、ギャンブル機の設置数は、2017 年の日本には 4,525,253 台で、2 位のアメリカは、884,239 台と日本と比べ約 5 倍ある。^[1]国内のギャンブル等依存に関する疫学調査では、ギャンブル等依存が疑われる男性が 6.7%、女性が 0.6%と多くの人々がギャンブル依存の疑いがある。(表 1)^[2]次に多いオーストラリアは、男性 2.4%女性 1.7%と、主に男性であるが大きな差がある。ギャンブル機の設置が日本に次いで多かったアメリカは、全体で 1.9%と日本と比べると劣るが高い水準である。以上のことから、ギャンブル機の設置数が多い事も、ギャンブル等依存が疑われる人が多い 1 つの要因である事が読み取れる。

表 1 各国のギャンブル等依存が疑われる割合

| 国 | 報告年 | 対象数 | ギャンブル等依存が疑われる者の割合 | 調査方法 |
|-------------|------|---------|------------------------|-----------------|
| 日本 (全国調査結果) | 2017 | 4,685 | 0.8% (男性:1.5%、女性:0.1%) | SOGS(12ヶ月以内)≥5点 |
| 日本 (全国調査結果) | 2017 | 4,685 | 3.6% (男性:6.7%、女性:0.6%) | SOGS(生涯)≥5点 |
| オーストラリア | 2001 | 276,777 | 男性:2.4%、女性:1.7% | SOGS(生涯)≥5点 |
| オランダ | 2006 | 5,575 | 1.9% | SOGS(生涯)≥5点 |
| 米国 | 2001 | 2,683 | 1.9% | SOGS(12ヶ月以内)≥5点 |
| 香港 | 2003 | 2,004 | 1.8% | DSM-IV(※1) |
| フランス | 2011 | 529 | 1.2% | SOGS(生涯)≥5点 |
| スイス | 2008 | 2,803 | 1.1% | SOGS(生涯)≥5点 |
| カナダ | 2005 | 4,603 | 0.9% | SOGS(生涯)≥5点 |
| 英国 | 2000 | 7,680 | 0.8% | SOGS(12ヶ月以内)≥5点 |
| 韓国 | 2010 | 5,333 | 0.8% | DSM-IV |
| スウェーデン | 2001 | 7,139 | 0.6% | SOGS(12ヶ月以内)≥5点 |
| スイス | 2008 | 2,803 | 0.5% | SOGS(12ヶ月以内)≥5点 |
| イタリア | 2004 | 1,093 | 0.4% | SOGS(生涯)≥5点 |
| ドイツ | 2009 | 10,001 | 0.2% | SOGS(生涯)≥5点 |

(出典：国内のギャンブル等依存に関する疫学調査)^[2]

https://kurihama.hosp.go.jp/about/pdf/info_20171004.pdf

2.2 ギャンブルと社会的問題

ギャンブルは、社会的な問題になっているのも日本の現状である。特に問題となっているのは、健康・生活の問題である。ギャンブルに負けてしまうことで、消費者金融から借金をしてしまい、その結果、心の病となり、対人環境の悪化や最悪の場合自殺という結果の危険性もある。^[3]このような、問題を解決するために、日本にも、ギャンブル等依存症対策基本法がある。この法律は、平成 30 年 10 月の 5 日に施行され、ギャンブルにのめり込むことにより、日常生活又は、社会生活に支障が生じないようにするものである。基本的な施策としては、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症問題に関する教育及び、

学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及や、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰できるように、就労の支援を推進する取り組みなどを行っている。^[4] だが、実際のところ法律を作ってはいるが、ギャンブル依存症者が他の国よりも群を向いて多いことから、国民には余り普及しておらず、効果もあまり発揮できていないのではないかと考えられる。

2.3 IR 法案可決の効果とリスク

日本は、ギャンブルに対する対策や法律が不十分な中で、IR 法案（カジノ法案）を可決させた。IR 法案の、正式名称は「統合型リゾート整備推進法」であり、この法案は日本に統合型リゾート施設を設置し、外国人観光客の増加、インフラ整備による雇用の促進、税収増加などの効果を得ることを目的とした法律である。統合型リゾートは、ホテル、ショッピングモールなどのエンターテインメント施設内にカジノを取り込んだ施設である。^[5]

IR 法案は、すでに問題も起きている。研究のきっかけともなった、IR 事業に関する議員の汚職問題である。この問題は、秋元司衆議院議員が IR 担当の内閣府副大臣を務めていたときに、不正に中国企業から賄賂を受け取っていた問題である。^[6] まだ、導入されていないこの段階で、問題が起こることは、今後、さらに問題が起きていくことが予測できる。

IR 法案導入の効果については、シンガポール事例を参考に考察する。主な効果としては、3つ挙げられる。1つ目は、海外から来る観光客の増加により生まれる経済の効果である。シンガポールの観光収入の内、IR 開業前の 2009 年の「ツアー・エンタメ」収入は全体の 2%だったのに対し、IR 開業後の 2010 年には、「ツアー・エンタメ・ゲーミング」となり、全体の 21%に増加している。IR 開業後は、「ツアー・エンタメ・ゲーミング」だけでなく、宿泊や飲食、ショッピングも増加していることから、観光産業全体を活性化させるのでは無いかと考えられる。2つ目は、雇用創出効果である。シンガポールでは、2012 年の時点で 2 つの IR 施設で、直接的に約 22,000 人の従業員が雇用されており、IR 産業からの波及的な影響を含めると、少なくともさらに 40,000 人の雇用が創出されている。また、2012 年時点で約 7 割を地元から雇用しており、地域の活性化に繋がるのではないかと考えられる。3つ目は、IR の税収により、財前が確保される事である。シンガポールでは、政府の税収が IR 導入後の 2010 年から 2012 年にか

けて大きく増加している。IR の導入は、日本にとっても大きな資産の 1 部になると考えられる。^[7]

IR 法案は、効果だけで無くリスクも当然ある。IR 法案のリスクについては、シンガポール、アメリカ（ネバダ州）、マカオを参考に考察する。シンガポール、アメリカ（ネバダ州）、マカオの 3 つの地域で対策されているリスクは、大きく分けると 3 つある。1 つ目は、マネーロンダリングされる危険があることである。マネーロンダリングは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為のことである。このような行為を放置すると、犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えてしまう。^[8] 2 つ目は、カジノの施設周辺の治安の悪化である。カジノを含む IR ができることにより、日本とは文化や価値観の異なる外国人観光客が増加し、IR のできた地域の犯罪が多くなる。3 つ目は、ギャンブル依存症が増えることである。ギャンブル依存症とは、ギャンブル等（公営競技、パチンコ屋に係る遊戯その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。^[9] 表 1 のギャンブル依存が疑われる割合からも分かるが、日本はこのギャンブル依存者が他国と比べて多い。これだけギャンブルの浸透した国に、IR を取り入れることは、さらにギャンブル依存者を増やしてしまうと考察する。

多くの問題が予想される中で、IR 法案を導入するべきかを、ギャンブル依存症問題を中心に考察する。

3. 目的

IR 法案導入後、日本のギャンブル現象にどのような変化が起きるかを考察する事で、今後の日本に必要なかどうかを考察する。その課程で、ギャンブル依存症者の推移と対策・コロナの影響について検証する。

4. 研究方法

アメリカ、マカオ、シンガポールの 3 カ国を中心に、IR 法案導入後（主にカジノ）の変化を、ギャンブル依存症の推移・対策を中心に先行研究論文を用いて検証する。

5. 結果

5.1 アメリカ（ネバダ州）

5.1.1 IR の導入時期

ネバダ州には、主たる産業が銀鉱山を中心とした鉱業しか無く、1900年代に入りその採掘量が激減して以降、州経済は低迷していた。さらに、1929年の世界恐慌により、鉱業の取引価格が急落し、経済状況は悪化した。この状況を打開すべく、1931年に州政府は、ギャンブルの合法化を踏み切った。その後、1940年代には、ラスベガスにカジノが次々に開業し、カジノが州経済発展の原動力となった。^[7]

5.1.2 ギャンブル依存症率と対策

ネバダ州では、ギャンブル依存症の有病者数・有病率は、2002年の時点で95,100人であり、6.4%であった。また、調査基準は不明であるが、2009年の有病者数は58,500人、2012年の有病者数・有病者率は56,315人で2.7%であった。2002年から、2012年の有病者率を比較しても3.7%のギャンブル依存症有病者が減少していることが分かる。ネバダ州のギャンブル依存症対策は、徹底された法規制では無く、カジノ運営事業者による責任あるゲーミング活動、カジノ運営事業者の支援を受けた民間団体による取り組みが中心となっている。民間団体による取り組みは、NCRGとギャンマンが主としてあげられる。NCRGは、ギャンブル依存症者およびその家族の救済を目的とする機関であり、ギャンブル依存症の理解促進に関する調査・研究への資金提供を行っている。ギャンマンは、ギャンブル依存者の関係者のための自助団体であり、ギャンブル依存者の家族・友人の自己回復支援を行っている。州による取り組みは、ACPGが主である。ACPGは、ネバダ州法458章に基好き設置された保険福祉省の諮問委員会である。保険福祉省に対する支援と問題ギャンブルの防止・治療に係わる補助金プログラムへの支援を行っている。^[7]

5.1.3 コロナの影響

アメリカネバダ州（ラスベガス）でも大きな影響を受けている。データによると、2020年の1期から大幅に売り上げが下がってきている。これは、コロナが流行した時期と重なるため、コロナがIRに影響を及ぼしているといえる。^[10]

5.2 マカオ

5.2.1 IRの導入時期

マカオでは、1842年に隣接する香港がイギリスの植民地になったことにより、貿易港としての競争力が低下し、政府の税収も減少した。そこで、税収増加施策の一環として、1847年にカジノを含むギャンブルを合法化した。その後、2000年7月にマカオ賭博委員会を発足し、カジノ事業の発展・法律・

行政法規及び政策についての調査・研究を経て、2001年に、マカオ政府は、カジノ市場を開放した。^[7]

5.2.2 ギャンブル依存症と対策

マカオでは、アメリカ精神医学会によるDSM4基準で「病理学的賭博」(Pathological Gambling=持続的で反復的な不適応的賭博行為。10項目中5項目以上に該当)の疑いがある人の割合は、2003年から2010まで上昇傾向だったが、2013年には減少傾向となっている。マカオのギャンブル依存症対策は、2012年にマカオ博彩監察協調局がギャンブルによる障害の軽減を目的とし、責任あるゲーミング推進施策を策定したことが大きい。取り組みとしては、カジノ運営事業者に対して、従業員に対する問題ギャンブル及び責任あるゲーミングに関する研修や、顧客に対する責任あるゲーミングに関する情報提供、カジノに誘導する宣伝及び虚偽の宣伝を禁止するなどの内容である。2013年に、ギャンブル依存症有病者が減っていることより、この責任あるゲーミング推進施策は、効果があったといえる。^[7]

5.2.3 コロナの影響

マカオ政府博彩監察協調局(DICJ)が1月1日に出した2020年12月のマカオの月次カジノ売上は、前年同月から65.8%減っている。これは、コロナが流行した時期と重なるため、コロナがIRに影響を及ぼしているといえる。^[11]

5.3 シンガポール

5.3.1 IR導入の時期

シンガポールの政府は、2005年10月から11月にかけてカジノ管理法案を作成し、2006年の2月に議会により可決され、同年の6月に施行された。その4年後の2010年に、2か所のIRが開業した。^[7]

5.3.2 ギャンブル依存症率と対策

シンガポールの、ギャンブル依存症率は、2005年から2014年にかけて低下してきている。IRが開業した2010年の翌年2011年と2008年を比較しても低下している。しかし、2008年から2011年において、病的ギャンブルの割合が大きくなっていることがわかる。問題ギャンブルと比べ、病的ギャンブルは重度であり、IRが開業したことによるものだと考えられる。^[7]

シンガポールが、ギャンブル依存症率が低下しているのは、ギャンブル依存症対策の充実にある。シンガポール政府は、2005年にIRを閣議決定するに当たって、6項目からなる国家

フレームワークを導入した。1つは、問題ギャンブル全国協議会の設立である。カジノ管理法に基づき設置され、ギャンブル依存症に関する支援の実行や顧客の排除及び入場回数制限の実施を行っている。2つ目は、ギャンブル依存に関する公教育である。健全な社会の育成を支援すること目的とした政府機関である社会復興省による、ギャンブル依存者とその家族の支援や国民への教育を行っている。3つ目は、コミュニティに対する、カウンセリング及びサポートサービスの提供である。民間の組織であるワンホープセンターとシルバーライニングの2つのNPO団体が行っている取り組みである。ワンホープセンターは、問題ギャンブルの影響を受ける人たちに対し、カウンセリングやサポート・グループ・ミーティングを実施している。シルバーライニングは、ギャンブルに係わるリハビリサービスの提供や、依存症者及びその家族に対するカウンセリングを実施している。4つ目は、ギャンブル依存症者への治療の強化である。これは、民間のWE CARE 地域サービスという、団体によるもので依存症のための治療プログラムを提供している。5つ目は、ギャンブルの研究施設の充実である。国が依存症管理サービス機構を設置し、ギャンブル依存症の効果的な治療方法の発見に関する調査をし、対策につなげている。6つ目は、厳格な法規制の導入である。カジノ管理法に基づき、入場料の徴収、年齢制限、排除プログラム、入場回数制限など厳しく定められている。^[7]

5.3.3 コロナの影響

シンガポールではカジノ統合型リゾート（IR）を運営するマリーナ・ベイ・サンズが発表した2020年12月期決算は、EBITDA（利払い・税引き・償却前利益）前期から77%減少した。^[12]

6. まとめ

アメリカ、マカオ、シンガポールにおいてIRの導入後は、1時的にギャンブル依存症が増加していたが国や民間組織によるギャンブル依存症対策を充実させることにより、依存症者率を減少させることに成功していた。

日本には、多くの公営ギャンブルがありIRが導入されていない現在でも、ギャンブル依存症有病者率は、世界で1番多い現状である。このことから日本は、ギャンブル依存症対策が整っていないといえる。この状態の中で、IRを導入することは、さらなるギャンブル依存症の増加に繋がるとともに、アメリカ、シンガポール、マカオ以上の対策をとる必要があ

る。また、IRは、コロナの影響を大きく受け、収益が安定しないことが分かった。

今現在ある公営ギャンブルの対策が、浸透していない現状の日本では、IRを導入後のギャンブル依存者の増加を止める事は、難しいと考察した。ましてや、コロナの影響を大きく受けると明らかになっているIRをこのコロナ過で、導入すべきでは無い。

7. 提案とその効果

以上のことから私は、IR導入を先送りにし、日本に今現在あるギャンブル問題に向き合う必要があると考える。確かに、IR導入は、経済効果としては、大きな物となるかもしれない。しかし、現在は、コロナの影響で自粛要請や、営業時間の短縮により、IR施設の経営は厳しくなっている。コロナが完全に落ち着くまでは、IRを導入せず、シンガポールの事例を参考に、問題ギャンブルの影響を受ける人たちに対してのカウンセリングやギャンブル依存症者への治療の強化を図り、依存症問題の解決を優先して行うべきであると考えます。

今の日本が行うべきなのは、IRを導入する事ではなく、治療機関やギャンブル依存問題の対策に予算をあて、充実させることではないだろうか。

8. 今後の課題

今後の課題としては、IRが導入されても、日本のギャンブル現象、ギャンブル依存者率の変動しない対策や仕組みを作り、その対策や仕組みを国民に浸透させる事が必要となる。その為にも、現在日本にすでにある公営ギャンブルに対する改革を行っていくことが最も重要ではないのだろうか。

9. 謝辞

本論文を作成するにあたり、ご指導を頂いた指導教員の中村直人教授に心より感謝いたします。

引用文献

[1] World Count 2017 - Gaming Technologies Association
2021年1月20日アクセス

www.gamingta.com/.../uploads/2018/08/World_Count_2017.pdf

[2] 国内のギャンブル等依存に関する疫学調査 2021年1月20日アクセス

https://kurihama.hosp.go.jp/about/pdf/info_20171004.pdf

[3] ギャンブル等依存症指導参考資料 (mext.go.jp) 2021

年1月20日アクセス

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2019/04/05/1415166_1.pdf

[4]ギャンブル等依存症対策基本法 2021年1月20日アクセス

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/19620180713074.htm

[5] IR 推進会議取りまとめ (概要) 2021年1月20日アクセス

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/siryou/pdf/siryou2.pdf

[6] IR 汚職、贈賄側の中国企業被告に有罪判決 東京地裁：朝日新聞デジタル (asahi.com) 2021年1月20日アクセス

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/siryou/pdf/siryou2.pdf

[7] IR (統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり 検討調査 (その2) 報告書 2021年1月20日アクセス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/ir.files/irhoukoku2.pdf>

[8] マネー・ローンダリング対策の沿革 | JAFIC 警察庁 (npa.go.jp) 2021年1月21日アクセス

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/maneron/manetop.htm>

[9] ギャンブル依存症とは - 医療法人十全会 聖明病院 (seimei-hp.or.jp) 2021年1月21日アクセス

<https://seimei-hp.or.jp/addiction/gambling/>

[10] Las Vegas Sands Corp. - Financial Info - Latest Financial Reports 2021年1月28日アクセス

<https://investor.sands.com/financial-reports/latest-financial-reports/default.aspx>

[11] Gaming Inspection, and Coordination Bureau. Macao SAR (dicj.gov.mo) 2021年1月21日アクセス

http://www.dicj.gov.mo/web/en/information/DadosEstat_mensal/index.html

[12] カジノリゾートMBS、20年は77%減益 - NNA ASIA・シンガポール・メディア・娯楽 2021年1月28日アクセス

<https://www.nna.jp/news/show/2147146>

参考文献

[1] 小林啓孝 2004年「カジノ・リゾートのM&A」

三田商学研究 47

[2] 蒲生裕司『よくわかるギャンブル障害』星和書店出版 2017年発行

[2] 吉岡隆『ギャンブル依存症』中央法規出版 2019年発行

[3] 中村都 2019年「シンガポールにおけるカジノの社会的影響」

[4] 田村充代 2019年「横浜でのカジノ建設に反対する：事例に学ぶ破滅への道」千葉商大論叢 57

[5] 中條辰哉 2019年「マカオにおける統合型リゾートカジノのソフト戦略」大阪商業大学アミューズメント産業研究紀要 21

[6] 梁亨恩 2019「韓国におけるカジノ産業の経済的波及効果の考察－産業関連モデルを用いた研究事例を中心に－」大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要 21

[7] ギャンブル依存症の疑い320万人 厚労省統計；日本経済新聞 2020年12月10日 アクセス

https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG29H65_Z20C17A9C R8000/

[8] ギャンブル依存症とは 医療法人十全会 2020年12月10日アクセス

<https://seimei-hp.or.jp/addiction/gambling/>

[9] 統合型リゾート (IR) 開設の経済波及効果 (dir.co.jp) 2021年1月21日アクセス

https://www.dir.co.jp/report/consulting/reg-revitalization/20141003_009009.pdf

[10] ギャンブル等依存症指導参考資料 (mext.go.jp) 2021年1月21日アクセス

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2019/04/05/1415166_1.pdf

REPORT OF SURVEY ON PARTICIPATION IN GAMBLING ACTIVITIES AMONG SINGAPORE RESIDENTS, 2014 2021年1月21日アクセス

https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/2014%20NCPG%20Gambling%20Participation%20Survey_FINAL.pdf